

自転車指導啓発重点地区・路線(紋別警察署)

令和8年5月

紋別警察署の自転車指導啓発重点地区

【地区の場合】 紋別市 落石・渚滑地区

★選定理由★

商業施設等の地区で車両・自転車利用者が多く、事故発生の危険性がある地区のため。

紋別警察署自転車指導啓発重点地区・路線マップ③



重点地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- > 右側通行
- > 携帯電話を使用しながらの運転
- > 一時不停止



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 自転車は左側通行！

自転車が車道の右側を走行すると、左側通行を守っている自転車と衝突したり、衝突を避けようとした自転車が道路中央にとび出すなどの危険を招きます。

2 ながら運転は危険！

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう。

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では、必ず一時停止！

紋別警察署では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

